

# 研修報告書

令和2年2月28日

会派:新しい風

中 島 康 雄

印

日 時 令和2年2月28日(金)  
場 所 衆議院第一会館 第8会議室

## 研修内容 1. 企業誘致、地域活成果等について

経済産業省 地域企業高度化推進課 課長補佐 武富弘憲

中企庁 創業・新事業促進課 課長補佐 増田悟

## 2. 農地転用、農村地域工業導入計画、森林税等について

農地政策課経営専門官 渡辺 正

農村計画課 高橋正智、小澤雄太、峰村岳

林野庁 課長補佐 中山昌弘

## 3. 地域医療構想、診療報酬改定について

厚生労働省 保険局医療課課長補佐 原澤明史

医政局 医師確保等地域医療対策室 室長補佐 岩城昌也

## 1. 企業誘致、地域活成果等について

地域未来投資促進法 滋賀県基本計画

滋賀県および県内19市町は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(「地域未来投資促進法」)に基づく基本計画を共同して作成。

今後、策定した基本計画に基づき、地域の特性を活かして高い付加価値を生み出す事業の創出を促進しなければならぬのに本市は、その気配も無い。

なお、滋賀県内での策定は、湖南市地域を対象区域とする基本計画(平成29年9月同意)に続き2例目。

### 1 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活動した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を国が支援するもので、要件としては、①滋賀県のはん用機械や電子部品・デバイス・電子回路等の加工組立型業種、窯業土石や化学工業等の部材・素材 関連業種及び食料品製造等の産業集積を活かした成長ものづくり分野 ②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野 ③滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野 ④滋賀県の情報人材を活かした第4次産業革命関連分野 ⑤琵琶湖を中心とする滋賀の自然や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を活かした観光・スポーツ分野この⑤要件の何れかに該当すれば計画立案できる。

このような、説明を受けたのに何ら企業誘致につながらない本市の政策展開に無念さを感じました。

## 2. 農地転用、農村地域工業導入計画、森林税等について

企業誘致は、農村産業法農村地域への工業等の導入を促進し、農業従事者が導入される工業等に就業するための措置を講ずるとともに、これとあいまって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として、昭和46年に「農村地域工業等導入促進法」(農工法)として制定されました。

その後、高度経済成長期以降の農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、農村地域での立地ニーズの高いと見込まれる産業も導入できるよう対象業種の限定を廃止するなどの改正をし、名称も「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(農村産業法)となったことの説明を受け活用いただくようご指導いただきました。

このような、方法もあるのになぜ企業誘致が進まないのか政治力のなさを痛感いたしました。

また、市名義の農地を所有することに対して、ありのままに売却すればいいと登記簿謄本を見ていただいて意見をいただきました。

森林環境税について、今後年々増額される譲与額を有効に活用できる政策展開が必要だと痛感致しました。R2年400万円

## 3. 地域医療構想、診療報酬改定について

○なぜ地域医療構想が必要なのか？ 医療における2025年問題

①2025年とは団塊の世代が75才になる年 - 医療・介護需要の最大化

②高齢者人口の増加には大きな地域差 - 地域によっては高齢者人口の減少が既に開始

③医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。

○機能分担が必要？

①高度急性期機能 - 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い

②医療を提供する機能・急性期機能 - 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、

③医療を提供する機能・回復期機能 - 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能

④特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。  
・慢性期機能

⑤長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 - 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

地域によっては、その医療体制も違いがあり 本市のように600床、500床、140床と大きな施設を有する病院の構想該当は無く、議会の資質と決断力・議決力が求められる。

さらに、以下に示す国民の責務も理解が必要と感じました。

○国民の責務(法案6条の2第3項) 国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設 相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。